

藤沢都市計画生産緑地地区の変更（藤沢市決定）

議 案 書

藤沢都市計画生産緑地地区の変更（藤沢市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 92.6 h a	<p>長後字宿上分地内において、箇所番号 20 の区域を縮小 下土棚字大持及び土棚字土棚地内において、箇所番号 90 の区域を廃止 菖蒲沢字仲ノ桜地内において、箇所番号 110 の区域を縮小 菖蒲沢字大平地内において、箇所番号 111、112 及び 535 の区域を廃止 菖蒲沢字大谷地内において、箇所番号 116 の区域を縮小 亀井野字不動上地内において、箇所番号 197 の区域を廃止 石川三丁目地内において、箇所番号 245 の区域を廃止 大庭字小糸地内において、箇所番号 318 の区域を縮小 大庭字谷地内において、箇所番号 320 の区域を廃止 立石一丁目地内において、箇所番号 335 の区域を廃止、箇所番号 533 の区域を縮小 城南二丁目地内において、箇所番号 351 の区域を廃止 菖蒲沢字大平及び字大谷地内において、箇所番号 640 の区域を追加</p>

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

1 箇所番号 20

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

2 箇所番号 90

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

3 箇所番号 110

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

4 箇所番号 111

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

5 箇所番号 112

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

6 箇所番号 116

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

7 箇所番号 197

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

8 箇所番号 245

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が故障し、営農が困難となったため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わ

ず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

9 箇所番号 318

本生産緑地地区は、土地所有者から地区の一部について生産緑地地区内行為通知があり、公共施設等の敷地の用に供されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

10 箇所番号 320

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が故障し、営農が困難となったため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

11 箇所番号 335

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

12 箇所番号 351

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が故障し、営農が困難となったため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

13 箇所番号 533

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

14 箇所番号 535

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

15 箇所番号 640

本生産緑地地区は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出があり、藤沢市生産緑地地区指定基準に適合しているため、「追加」の都市計画変更を行うものであります。

新 旧 対 照 表

新旧の別	面 積	箇 所 数
新	約 92.6ha	<u>502</u>
旧	約 94.6ha	<u>510</u>
増減	▲約 2.0ha	▲8

経 緯 書

生産緑地地区

都市計画決定（変更）の経緯

- 1992年（平成4年）11月13日告示（市告第193号）
指定面積 約 99.1ha 指定箇所数 543箇所
- 1993年（平成5年）12月24日告示（市告第185号）
指定面積 約 102.5ha 指定箇所数 565箇所
- 1994年（平成6年）12月22日告示（市告第192号）
指定面積 約 105.7ha 指定箇所数 581箇所
- 1995年（平成7年）12月26日告示（市告第216号）
指定面積 約 108.4ha 指定箇所数 593箇所
- 1996年（平成8年）12月25日告示（市告第241号）
指定面積 約 109.1ha 指定箇所数 598箇所
- 1997年（平成9年）12月26日告示（市告第228号）
指定面積 約 108.1ha 指定箇所数 589箇所
- 1998年（平成10年）12月28日告示（市告第262号）
指定面積 約 107.5ha 指定箇所数 586箇所
- 1999年（平成11年）12月28日告示（市告第250号）
指定面積 約 106.8ha 指定箇所数 580箇所
- 2000年（平成12年）12月26日告示（市告第265号）
指定面積 約 105.7ha 指定箇所数 574箇所
- 2001年（平成13年）11月29日告示（市告第221号）
指定面積 約 103.8ha 指定箇所数 563箇所
- 2002年（平成14年）12月18日告示（市告第249号）
指定面積 約 102.4ha 指定箇所数 554箇所
- 2003年（平成15年）12月15日告示（市告第251号）
指定面積 約 101.9ha 指定箇所数 550箇所
- 2004年（平成16年）9月9日告示（市告第167号）
指定面積 約 105.3ha 指定箇所数 564箇所
- 2004年（平成16年）12月27日告示（市告第279号）
指定面積 約 104.9ha 指定箇所数 561箇所
- 2005年（平成17年）12月20日告示（市告第278号）
指定面積 約 104.5ha 指定箇所数 560箇所

2007年（平成19年）12月27日告示（市告第293号）
指定面積 約103.7ha 指定箇所数 553箇所

2008年（平成20年）12月25日告示（市告第297号）
指定面積 約103.6ha 指定箇所数 552箇所

2009年（平成21年）12月25日告示（市告第295号）
指定面積 約105.2ha 指定箇所数 565箇所

2010年（平成22年）12月28日告示（市告第313号）
指定面積 約103.5ha 指定箇所数 561箇所

2011年（平成23年）12月20日告示（市告第261号）
指定面積 約102.1ha 指定箇所数 550箇所

2012年（平成24年）12月6日告示（市告第286号）
指定面積 約101.3ha 指定箇所数 544箇所

2013年（平成25年）12月18日告示（市告第291号）
指定面積 約100.8ha 指定箇所数 538箇所

2014年（平成26年）12月16日告示（市告第306号）
指定面積 約100.2ha 指定箇所数 536箇所

2015年（平成27年）12月8日告示（市告第267号）
指定面積 約98.5ha 指定箇所数 528箇所

2016年（平成28年）12月7日告示（市告第271号）
指定面積 約95.8ha 指定箇所数 518箇所

2017年（平成29年）12月4日告示（市告第286号）
指定面積 約94.6ha 指定箇所数 510箇所

今回の都市計画変更の経緯

2018年（平成30年）8月31日

第166回藤沢市都市計画審議会 報告

場所：藤沢市役所本庁舎5階5-1・5-2会議室

2018年（平成30年）11月上旬から11月中旬

都市計画変更案の縦覧

2018年（平成30年）11月30日

第167回藤沢市都市計画審議会 付議

場所：藤沢市役所本庁舎5階5-1・5-2会議室

都市計画を定める土地の区域

追加する部分 なし

削除する部分 藤沢市下土棚字大持及び石川三丁目地内

変更する部分 藤沢市長後字宿上分、土棚字土棚、菖蒲沢字仲ノ桜、字大平及び字大谷、
亀井野字不動上、大庭字小糸及び字谷、立石一丁目並びに城南二丁目地内